

# 第2期海津市地域強靱化計画（案）

～強く、しなやかで、元気な海津市を次世代に引き継ぐために～

平成30年度  
(2018年)～

令和5年度  
(2023年)～

海津市

## < 目 次 >

はじめに	
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	2
3. 計画期間	2
第1章 強靱化の基本的考え方	
1. 目指すべき将来の地域の姿	3
2. 基本目標	4
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針	4
第2章 本市の地域特性	
1. 地理的・地形的特性	5
2. 気候的特性	6
3. 社会経済的特性	6
第3章 計画策定に際して想定するリスク	
1. 風水害（風害、洪水、土砂災害）	9
2. 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ地震）	9
第4章 脆弱性評価	
1. 脆弱性評価の考え方	10
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	10
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	12
第5章 強靱化の推進方針	
1. 推進方針の整理	13
2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針	13
2.1 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	13
2.2 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～	14
2.3 農林水産 ～農林水産分野の災害対応力強化～	15
2.4 都市、住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～	16
2.5 保健医療・福祉 ～要配慮者対策及び医療救護体制確保～	16
2.6 産業 ～サプライチェーンの確保～	17
2.7 ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～	17
2.8 行政機能 ～自治体機能の継続～	18
2.9 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～	19
2.10 地域づくり・リスクコミュニケーション	20
2.11 メンテナンス・老朽化対策	21
第6章 計画の推進	
1. 施策の重点化	23
2. 毎年度のアクションプランの策定	23
3. 計画の見直し	23

## はじめに

### 1. 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

この計画は、その規定に基づき、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な海津市を作り上げるために策定するものである。

### 2. 計画の性格

この計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針である。また、岐阜県が策定した「第 2 期岐阜県強靱化計画」（令和 2 年 3 月）、及び海津市第 2 次総合計画後期基本計画（令和 4 年 3 月）と調和を図るものとする。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方策を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化し、アクションプランとして取りまとめていく。

### 3. 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間とする。

なお、計画期間内であっても、修正の必要が生じた場合には、見直しを実施する。

## 第1章 強靱化の基本的考え方

### 1 目指すべき将来の地域の姿

～ 強く、しなやかで、元気な海津市を次世代に引き継ぐために ～

上記の目指すべき将来の地域の姿の実現が、災害によって頓挫しないようにするために、強靱化の取り組みを進めていく。

#### (強靱化の理念)

本市は、養老山地とその裾野に広がる扇状地、濃尾平野の西端にあたる海拔ゼロメートルの水郷地帯で形成されている。温暖な気候、豊かな水と自然に恵まれ、古くから人が住み着き、暮らしや文化を育んできた。その反面、水との闘いの歴史でもあった。先人たちは、努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、住み良い郷土を築き上げてきた。

そして今日、かつてない少子・高齢社会、人口減少が進み、地域コミュニティの絆は以前ほど強くない。こうした状況下において、災害に強く、しなやかで元気な海津市を築き、次の世代に引き継いでいく必要がある。このため、私たちは今一度、豪雨災害や巨大地震といった「万一」の危機を直視し、「災害を忘れることなく」、平時からの備えを行っていかねばならない。

#### (過去の災害を検証し、大規模自然災害に備えた取組みを強化する)

令和元年台風15号、同19号及び21号、令和2年7月豪雨、令和3年8月大雨などの洪水被害や、東日本大震災、熊本地震などの地震被害等、過去の災害の教訓を踏まえ、これまで積み重ねてきたハード・ソフト両面にわたる対策を活かす。また、国や県、隣接市町と連携し、市民、企業、関係団体が一体となって、頻発する豪雨災害やいつ起こっても不思議ではない巨大地震等の大規模自然災害に備えた事前防災・減災及び迅速な復旧・復興に向けた取組みの強化を図っていく必要がある。

#### (山林や農地を保全し、地域を守る)

「川を治めるには、まず山を治める」－明治改修を指導したオランダ人技師ヨハネス・デ・レーケの言葉である。国土保全の観点から、多面的機能を有する山林や農地が適切に保全されることが重要であり、地域における営みとその重要な役割を担っている。また、豊かな伝統、文化の源である地域が元気であることは、コミュニティの活力(＝災害対応力)を高めるうえでも重要である。

#### (自助、共助及び公助による災害対応力の強化を図る)

過去の大規模災害では、住民同士の助け合いによって、多くの命が救われている。「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、学校、企業、ボランティア等との連携を深めることが重要である。また、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による市民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

一方、毎年のように各地で起きる災害を自分のことと感じ、自然への畏れを忘れることなく、災害を未然に防ぐような日頃からの備えが大切である。

#### (事前復興のあり方を考える)

震災後の「まちのあるべき姿」を描き、災害に強い都市のグランドデザインという大局的観点から災害対策の取り組みを進める事前復興のあり方を考えておく必要がある。

こうした理念のもと、強靱化の取組みを市民一体となって進めることにより、本市の持続的成長、地域の発展へとつなげていく。

## 2 基本目標

基本法では、第 14 条で「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の 4 つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧・復興

## 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

### (1) 本市の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少や少子高齢社会の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取組みにあたること。
- ・岐阜県の最南端に位置し、愛知県、三重県と境を接することから、県域を越えた連携など広域的な視点から取組みを進めること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、医療・介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みにあたること。
- ・災害後の回復力の源泉でもある若者の数が激減しており、こうした傾向に歯止めをかけるとともに、市民一丸となって減災に取り組むこと。

### (2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、民間事業者、市民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- ・非常時のみならず、日常の市民生活の安全・安心、産業の活性化、都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国・県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないようライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。
- ・社会の効率化・高機能化に伴い、災害脆弱性が高まっていることに留意が必要であること。

## 第2章 本市の地域特性

### 1 地理的・地形的特性

#### （輪中と養老山地の裾野に広がるまち）

本市は、西に標高 500～800mの養老山地があり、まちを縦断する形で雄大な木曾三川が北から南に流れている。

養老山地は、秩父古生層のチャート、砂岩からなり、東西方向に約 5～8 km、南北に約 26 kmの断層山地である。海津市側である東側にのみ急斜面な断層崖をもつ傾動地塊であるため、東斜面には土石流による扇状地の発達著しい。この土石流涵養型扇状地は山麓部分の標高 10mから 150mにかけて分布している。

一方、揖斐、長良、木曾の木曾三川は、山地から濃尾平野に出る出口は異なるが、この濃尾平野の地盤が東高西低で動いてきたため、三川は河口に近づくと平野の西南部に集中してくる。このため、西南部では三川が網状に相互に交錯して流下していた。このことが濃尾平野に特異な水害をもたらし、また特色ある輪中を形成した自然的要因でもある。

近年、堤防の補強や排水施設の耐震化が実施され安全性は大きく向上したが、集中豪雨などにより揖斐川・長良川の堤防が決壊すると、広範囲で甚大な被害が生じる恐れがある。また、本市の西側に位置する養老山地の東面は急峻な地形であり、土石流等の災害の発生が懸念され、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流等に指定されている箇所が多数ある。このような地形的特徴を持つ本市では、災害被害を軽減するために、治山、治水、砂防対策が必要不可欠となっている。

#### （岐阜県最南端の地）

本市は、岐阜県最南端に位置し、県内では羽島市、養老町、輪之内町、また三重県では桑名市、いなべ市、愛知県では愛西市と境を接している。

#### （南海トラフ地震や内陸直下型地震の発生を懸念）

今後 30 年以内に 70%の確率で発生するといわれている南海トラフ地震において、本市は最大震度 6 弱に見舞われると予測されており、「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けている。

また、本市に存在する活断層は、養老山地の東縁の養老―桑名―四日市断層と平地部の伏在断層である。この養老―桑名―四日市断層帯が引き金となって地震が発生した場合、本市では最大 7 の震度が予測されている。

#### （土地利用の状況）

山間部の一部を除いて、ほぼ全域が都市計画区域に指定されているが、市街化区域・市街化調整区域を区分する区域区分（線引き）は行われておらず、用途地域も指定されていない。

都市計画区域内の農地のほぼ全域が農業振興地域に指定されていることから、農地の無秩序な宅地化は、現在のところ抑制されている。

店舗等の商業用地への立地は、3つの旧中心市街地や鉄道駅周辺から、幹線道路沿道へシフトする傾向が進んでいる。

旧中心市街地や鉄道駅周辺の市街地において、商業施設等の閉鎖が進んでいるほか、空き家の増加に伴う防災性や防犯性の低下も課題となっている。

#### （道路及び河川施設の状況）

本市における道路の状況は、国道 258 号（2 車線）のほか、5つの主要地方道、一般県道がある。このほか市道は 4,187 路線、総延長 1,156.1kmにも及ぶ。木曾三川などの河川がまちを縦横に流れているため橋梁が多く、橋梁の老朽化が進行しているため長寿命化や架け替えの検討が必要となっている。

本市を流れる三大河川に目を向けると、中央部を縦断する揖斐川に架かる橋梁は 4 橋であるのに対



し、東側の長良川・木曾川では3橋となっている。

特に、長良川・木曾川に架かる東海大橋から立田・長良川大橋までは、9km近くにわたって橋梁がなく、慢性的な交通渋滞を引き起こしているほか、洪水時の広域避難など防災上も大きな課題となっている。

一方、木曾三川以外の河川としては、津屋川、山除川、大樽川、大江川などがある。

現在、国によって揖斐川を中心に堤防の整備が計画的に進められている。このうち太田特殊堤は老朽化、不同沈下等によるクラック発生などにより改修工事が行われ、令和3年3月に事業が完成した。

また、国、県、市が管理する排水機場をはじめとする排水施設が市内に17カ所ある。

## 2 気候的特性

冬季には、伊吹おろしと呼ばれる北西風が強いが、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受けて概して温暖な地域である。

本市の近年における年間降水量は、1,200mm～2,500mmであるが、揖斐川、長良川の上流域は3,000mmを超える日本でも有数の多雨地帯であり、その下流にあたる本市は常に洪水の危険にさらされている。また、近年では短期的・局地的豪雨が増加しており、どこで災害が発生しても不思議ではない気象状況となっている。

## 3 社会経済的特性

### (濃尾平野の穀倉地帯)

本市は、濃尾平野の穀倉地帯の一角にあり、水稻、小麦や大豆等の穀物やトマト、キュウリ、ナス、イチゴ、メロンといった施設園芸、肥育・酪農、養鶏等の畜産、養老山麓では、ミカン、柿の果樹栽培がおこなわれている。近年、鳥獣による農作物被害の増大や遊休農地及び耕作放棄地の増加、農業用施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、違法な農地転用などにより、優良農地等の保全が課題となっており、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念される。

また、農業生産基盤等土地改良施設の整備が進んでおり、営農組織の規模は拡大しているが、担い手の高齢化が問題となっている。

### (山と川の恵み)

林業については、長引く国産木材価格の低迷等から、林業経営活動は著しく低下しており、保育、間伐等の森林管理が十分に行われにくい状態にある。市では、森林の保全や水源の涵養、生態系の保全など、森林の持つ機能を高める適正な森林管理に努めている。

また、木曾三川の流域に位置していることなどから、魚類やシジミなどの河川漁業がおこなわれてきたが、近年、異常気象や生息環境の変化等により、漁獲量が減ってきている。

### (製造業と卸売業・小売業が盛ん)

平成28年経済センサス活動調査によると、市内には1,627事業所があり、製造業と卸売業・小売業が盛んである。市内産業に占める割合は、事業所数が計45.0%、従業員数が計53.8%と、本市の雇用創出、経済活力向上に寄与している。

また、製造業の中でもプラスチック製品製造業、繊維工業、金属製品製造業の事業所が多く、本市の地域経済の中核を担っている。

一方、東海環状自動車道西回りの開通及び周辺地域へのインターチェンジの開設による立地条件の優位性を活かして、誘致企業受け入れのための基盤整備が求められている。

### (県下有数の観光都市)

本市の観光入込客数は、令和2年では、年間約329万人であり、その内訳としては千代保稲荷神社(約129万人)、千本松原・国営木曾三川公園(約99万人)と、この2カ所で全体の約7割弱を占めて

いる。観光手段としては約9割が自家用車利用であり、他圏域と比較してもその割合が高く、名古屋市から30km圏内の距離にあり、自動車によるアクセスの良さから、日帰り客の観光が中心となっている。一方、市内には宿泊施設が少なく、宿泊を近隣市町に依存している状況にある。

#### (長期にわたる人口減少、少子・高齢社会の進展)

本市の総人口は、平成7年までは微増傾向にあったが、平成7年の41,694人をピークに減少に転じており、令和2年国勢調査では32,735人となっている。一方、世帯数は11,600世帯であり、1世帯当たりの平均世帯人員は核家族化や単独世帯の増加により減少し、2.82人/世帯となっている。また、平成2年頃から高齢化率の上昇が著しくなっており、令和2年国勢調査では34.4%に達し、社会・経済の担い手である現役世代の減少による地域社会の崩壊が懸念されている。

#### (災害時に支援を要する高齢者や障がいのある方の増加)

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和2年の国勢調査では11,257人、高齢化率は29.1%で増加が続き、これに伴い要介護認定者数も年々増加している。

また、障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等を加え、難病患者等に対する障害福祉サービスの提供が可能になった。本市では、身体障害者手帳所持者は、ほぼ横ばいであるのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加傾向にある。

今後、在宅介護を受けながら自宅で暮らし続ける高齢者や、障がいのある方が増加していくことが予想され、災害時における支援のあり方が大きな課題となっている。

#### (医療・介護事業者との連携)

市内には、令和4年4月現在、一般病院が1カ所、精神科病院が1カ所、医院（開業診療所）が17カ所あり、診療所一施設当たり人口は、ほぼ県平均水準となっている。救急医療体制は、市医師会の医療機関による休日在宅当番医制と、市医師会病院による夜間指定当番医制が実施されている。第二次救急医療については、西濃圏域における病院群輪番制が確保されており、精神科治療については、西濃・岐阜地域内での救急医療の当番制が組まれている。

また、要介護認定者の増加傾向に伴い介護サービスの提供も増加している。今後、安心した生活が継続できるよう医療と介護の連携体制整備を行い、多職種連携、切れ目のない支援ができるネットワークを構築していくことが課題となっている。

#### (地域の安全・安心を担う人材の不足)

地域防災の重要な担い手である消防団員数は減少傾向にあり、また迅速な復旧や社会資本の維持管理等を担う建設業の担い手が不足するなど、地域の安全・安心を担う人材不足が懸念されている。

消防団は、15分団で構成され、令和4年4月1日現在、団長以下361人の団員が所属している。少子高齢化社会が進展し、消防団員数の減少や市外への通勤者増加による昼間の消防力低下が課題となっている。

また、地域の防災リーダーの育成が行われており、防災士の登録者数は203人（令和4年3月末現在）となっている。

市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助、共助、公助が一体となった防災体制の形成を図っていくことが課題となっている。

#### (市民の意識)

令和2年度に実施した「海津市市民意識調査」における重要度について、「地震や風水害などの防災対策」は、40項目のうち3番目に高くなっている。

一方、「電車・バスの利便性」「通勤・通学の利便性」「日常の買い物のしやすさ」は、重要度が高いも



の、満足度が低くなっている。

また、令和3年8月から10月までの期間で、木曾三川下流部広域避難プロジェクトが実施した「大規模水害の避難に関するアンケート」では、避難指示が発令された場合、家族全員が避難すると思うと答えた割合は、46%にとどまっており、避難の関心が高くないことが分かる。

#### （市民参画）

令和3年の自治会加入率は83.0%となっている。人口減少や高齢化社会の進行により自治会活動の担い手が不足し、自治会によっては、地域の課題に対応ができなくなる事態に直面するなど、連帯意識が低下している状況がみられる。

#### （住環境）

本市の上水道は、海津、平田、南濃の3系統で給水されており、令和2年度末の上水道普及率は97.1%で、給水体制は、ほぼ整備された状況にある。上水道は市民の重要なライフラインであり、良質な水道水を安定的に供給できるよう、施設の更新、耐震化等を推進することが重要である。

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽を合わせた汚水処理の令和2年度普及率は92.8%となっている。施設の改築更新や長寿命化、耐震化を推進することが重要である。

本市には、都市公園として、近隣公園が1カ所（平田公園）、街区公園17カ所、都市緑地1カ所（平田リバーサイドプラザ）の計19カ所が整備されており、この他、自然公園3カ所、農村公園、広場等が9カ所ある。また、各自治会で管理しているちびっこ広場が整備されている。身近な住環境にあるこれらの公園等は、災害時には避難場所としての役割が求められる。

#### （教育環境）

本市の児童・生徒数は、令和4年5月1日現在、それぞれ1,370人、801人で、近年ともに減少している。災害に適切に対応する能力等を身につける防災教育等を拡充していくことが求められている。

学校教育施設については、耐震補強工事が施されているものの、全体的に老朽化しており、大規模改修等を計画的に実施し、適切に維持・管理を行う必要がある。

一方、文化センター等多くの社会教育施設やスポーツ施設においても老朽化が進行しているため、公共施設等管理計画に基づく適正な配置とその維持管理が課題となっており、計画的な改修や長寿命化を引き続き推進していくことが必要である。

### 第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本市において最も発生頻度が高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震等の大規模自然災害を対象とする。

#### 1 風水害（風害、洪水、土砂災害）

本市における台風による被害は沿岸地帯に比べ少ないが、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように、大型台風が本市の西方を北上する場合にあっては、大きな被害を受ける恐れがある。なお、平成16年の台風23号においては、本市において1人の犠牲者が出ている。

一方、水害は、本市の地形的要因から、平野部水害（洪水）と山地部水害（土砂災害）に大別される。

平野部水害は、集中豪雨による湛水、堤防の決壊、溢水等による浸水被害が主体となり、長良川や揖斐川の堤防が決壊した場合には、標高の低い平野部では激甚な災害となる。1976（昭和51）年に台風17号による影響により安八町森部地内で長良川が決壊しているほか、1896（明治29）年には市内勝賀地内で長良川堤防が決壊して浸水している。

山地部水害は、山腹の崩壊等による土砂の流出による被害であり、家屋や耕地等の流出あるいは道路橋梁等にも著しい被害が及ぶ恐れがある。養老山地の沢筋の多くは、「土石流危険渓流」等に指定されている。

#### 2 巨大地震（内陸直下型地震、南海トラフ地震）

本市に最も関係する内陸直下型地震の原因となる活断層としては、養老―桑名―四日市断層帯がある。この断層帯は、宮代断層、養老・桑名断層及び四日市断層と、これらに付随する断層から構成される。

このうち、養老・桑名断層では、過去二千年間に2回の活動が推定される。最新の活動は13世紀以後～16世紀以前、一つ前の活動は7世紀以後～11世紀以前であった可能性がある。過去約一万年間の平均的な活動間隔は、1400～1900年であった可能性がある。地震に伴う上下方向のずれの量は、1回につき約6mと推定され、過去にマグニチュード8程度の大地震が繰り返し発生してきたと推定される。

約60kmの断層帯全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード8程度の地震が発生すると推定される。このような地震が発生する長期確率の最大値をとると、今後30年間に地震が発生する可能性は、国内の主な活断層の中では、やや高いグループに属する。

一方、南海トラフ地震は、フィリピン海プレートとユーラシアプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されている。過去1400年間を見ると、南海トラフでは約100～200年間隔で蓄積されたひずみを開放する大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれにあたる。昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。

こうした巨大地震が発生した場合には、軟弱な地盤と相まって、建物倒壊や液状化現象・火災の発生等により大きな被害を受けることが懸念される。

1707年（宝永4年）の宝永地震は、南海トラフで起きた最大規模の地震であったために、災害は広範囲にわたった。とりわけ、東海道から伊勢湾の沿岸、紀伊半島などの震害が甚大で、特に沖積層の厚い地域での震害が顕著であったことから、本市においても大きな被害が予想される。

更に、海溝型である南海トラフ地震では、津波による影響も無視できない。宝永4（1707）年10月4日の宝永地震では津市で2.4～3.2mが測定されている。海岸に遡上した津波は、地形により流れがさまざまに変化し、河口付近では流速が特に早いので注意を要する。地震により堤防が損傷している場合には、河口から最も近いところで約13kmに位置する本市でも大きな被害を受ける可能性がある。

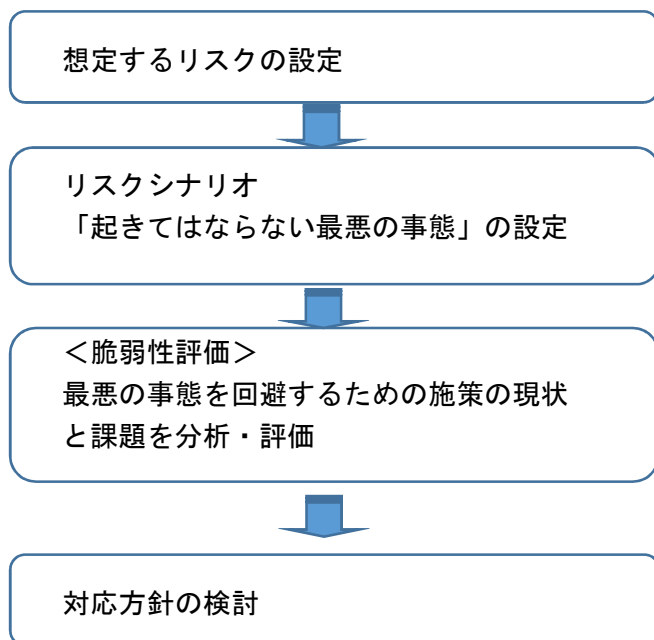
## 第4章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国・県の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討した。



### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。一方、県の計画では7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

本計画においては、これらのことを参考に、先に述べた想定するリスクや本市の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・削除を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
		1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	孤立集落の発生
		2-3	警察・消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
		4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		4-3	食料や物資の供給の途絶
5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	上水道の長期間にわたる給水停止 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止
		5-2	地域交通ネットワークの分断
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	ため池、堰堤、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-3	幹線道路の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ

### 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の強み、弱みを分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

(個別施策分野)

- ①交通・物流 ②国土保全 ③農林水産 ④都市・住宅／土地利用 ⑤保健医療・福祉 ⑥産業
- ⑦ライフライン・情報通信 ⑧行政機能 ⑨環境

(横断的分野)

- ⑩地域づくり・リスクコミュニケーション ⑪メンテナンス・老朽化対策

各個別評価結果は、別紙1及び別紙2のとおりである。

## 第5章 強靱化の推進方針

### 1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した次の11の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

（個別施策分野）

- ①交通・物流 ②国土保全 ③農林水産 ④都市・住宅／土地利用 ⑤保健医療・福祉 ⑥産業
- ⑦ライフライン・情報通信 ⑧行政機能 ⑨環境

（横断的分野）

- ⑩地域づくり・リスクコミュニケーション ⑪メンテナンス・老朽化対策

### 2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

上記の11の施策分野ごとの推進方針を以下に示す（「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は別紙3のとおり）。

これらの推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

#### 2.1 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

##### 2.1.1（基幹道路の整備促進）

- 洪水時における市民の避難路を確保するとともに、物流のネックを改善するため、東海大橋と長良川・立田大橋間の（仮称）愛津大橋建設促進を関係機関に強く働きかける。【建設課】
- 基幹的な道路ネットワークを確保するため、東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジの着実な事業推進、国道258号の4車線化を関係機関に働きかける。【建設課】

##### 2.1.2（道路ネットワークの整備）

- 侵入経路が1方向しかない地区に対して、洪水や土砂災害、震災による山体崩壊などを考慮し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取り組みを進める。【建設課】
- 広域的かつ大規模な災害の際に、道路インフラの被災により医療施設への緊急搬送等に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの整備（道路拡幅、耐震化、強化）や橋梁の耐震補強等を国・県に働きかける。【建設課】
- インフラの被災により庁舎などへ到達できず、機能不全が発生する事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークの整備（道路拡幅、耐震化、強化）や橋梁の耐震補強等を国・県に働きかける。【建設課】
- 本市においては、人・物の移動・輸送手段を自動車に大きく依存している。大規模災害時に、地域交通ネットワークが分断する事態を避けるため、道路拡幅等により市管理道路をはじめとした地域を繋ぐ道路ネットワーク整備を着実に進める。なお、維持管理にあたっては、市民の参加協力を検討する。【建設課】
- （仮称）安江日原線及び（仮称）輪之内海津線について、都市計画道路の指定を検討する。【建設課】
- 岐阜南濃線について、拡幅整備や歩道分離（歩道設置）、交差点改良（右折レーンの設置）等の交通基盤の充実に努める。【建設課】



- 北方多度線、岐阜南濃線、安八海津線、及び桑名海津線について、大型車両を含む通過交通が多いことから、堤防の嵩上げ整備に合わせ、拡幅等の機能強化を求めていく。【建設課】

### 2.1.3 (公共交通ネットワークの連携、存続支援)

- 養老鉄道養老線が地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する。【市民活動推進課】
- にしみのライナーリレーバスについて、利便性の向上と日常利用の利用促進を図るとともに、広域避難の移動手段として周知を図る。  
【市民活動推進課】
- 路線バスやコミュニティバスは、運行の定時性に努めるとともに、路線図、経路探索、時刻表やバスの運行情報をリアルタイムに提供するバスロケーションシステムの導入を検討する。  
【市民活動推進課】

### 2.1.4 (道路情報の共有)

- 豪雨等の風水害に備え、道路管理者と連携して災害情報の共有など連携の強化を図る。  
＜電力会社、ガス会社、情報通信事業者＞【建設課】
- 災害時の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ICT）を活用した交通ネットワーク情報の収集を推進する。【建設課】
- 2つの道の駅において、災害時における道路状況等を道路利用者に提供する。【農林振興課】

## 2.2 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～

### 2.2.1 (総合的な治水・土砂災害対策の推進)

- 水害対策では、地理的特性を踏まえて、広域避難を推進する。【防災危機管理室】
- 水屋や助命壇を史料として防災教育に活かすとともに、河川防災拠点等の整備促進を国に働きかける。【建設課・学校教育課・社会教育課】
- 緊急性の高い箇所を中心に、砂防施設の整備を県に働きかける。【建設課】
- 公共施設等そのものが被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点を守る治水・土砂災害対策を計画的に推進する。【建設課】
- 道路ネットワークの機能を麻痺させないため、水害や土砂災害から保全するための対策を国・県に働きかける。【建設課】
- 大規模な浸水や土砂災害が発生した場合でも、地域を繋ぐ道路ネットワークを確保するため、治水・土砂災害対策を国・県に働きかける。【建設課】
- 河川・砂防施設については、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し、大きな被害が発生する恐れがあることから、ハード対策の整備を国・県に働きかけるとともに、ソフト対策を適切に推進する。【建設課】
- 大規模な地震や津波等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるために、耐震対策や液状化対策に取り組むよう、国・県等関係機関に働きかける。【建設課】
- 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするために、河川等のハード対策整備を国・県に働きかける。【建設課】

### 2.2.2 (総合的な津波対策)

- 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に準じた支援を県に求めていくとともに、緊急避難場所を検討する。【防災危機管理室】
- 河川施設の耐震化や構造強化等を国に働きかける。【建設課】

### 2.2.3 (治山対策の推進)

- 山地災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図る森林整備及び保全を推進するとともに、県治山事業実施要領に基づき、市内治山要望箇所を取りまとめ、県へ要望していく。【農林振興課】
- 崩壊や土砂流出の高い箇所、危険な盛り土を把握するとともに、治山えん堤、護岸工及び山腹工等による総合的な治山対策を進めるよう、県に働きかける。【農林振興課】
- 崩落や土砂流出等の危険性の発見に努め、治山施設の整備を県に働きかける。【農林振興課】

### 2.2.4 (災害に強い地域のランドデザイン)

- 長期的かつ多角的視野から安全な地域づくりに向けたランドデザインについての議論を促進し、地域全体の合意形成を目指す。【防災危機管理室】

## 2.3 農林水産 ～農林水産分野の災害対応力強化～

### 2.3.1 (農業関係施設の防災対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き農業水利施設等の機能確保に向けた保全対策を推進する。【農林振興課】
- 関係機関と連携し、農業用排水機場の耐震化、液状化対策を推進する。【農林振興課】

### 2.3.2 (農林道の整備)

- 「岐阜県森林作業道施設指針」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理に努める。【農林振興課】

### 2.3.3 (農業ため池の防災対策)

- 市民との連携による点検を通じて施設の現状を把握するとともに、豪雨や地震に対して被災する可能性や周辺への影響度を改めて確認し、今後の効率のかつ重点的なため池の防災・減災対策に活用する。【農林振興課】

### 2.3.4 (農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農地が有する保水効果等は、国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取り組みを支援する。【農林振興課】
- 農地保全に資する鳥獣被害対策を進める。【農林振興課】

### 2.3.5 (災害に強い森林づくり)

- 「市森林整備計画」における森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図る。【農林振興課】
- 地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を進める。【農林振興課】
- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や間伐等の森林整備を計画的に推進する。【農林振興課】

### 2.3.6 (農地の復旧・復興)

- 様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し、競争力ある経営体を育成する。【農林振興課】

## 2.4 都市、住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

### 2.4.1 (住宅・建築物等の地震対策)

- 民間の住宅、建築物の耐震化の一層の促進を図るため、市の制度拡充や啓発活動の充実、耐震診断から工事までの一貫した支援体制の構築等、きめ細かな対応等を推進する。【住宅都市計画課】
- **空家等対策計画に基づき、総合的かつ計画的に空家対策を推進する。**【住宅都市計画課】
- 密集市街地の防災機能の向上を図るため、面的整備の促進を図る。また、停電時の通電火災の防止対策として、各家庭への感震ブレーカー設置の普及を促進する。【住宅都市計画課】【消防本部】

### 2.4.2 (規制の検討)

- 洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等の区域について、浸水被害軽減地区として指定することの検討を行う。【防災危機管理室】
- ハード対策で対応できない箇所については、県と連携して立地規制等を行うとともに、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う。【建設課・防災危機管理室】

### 2.4.3 (地籍調査の実施)

- 一筆ごとの土地所有者、地番、地目、境界等の調査と面積測量を行い、地籍簿・地籍図を作成する。登記簿上の地籍の明確化を図り、災害時の円滑な復旧・復興に資する。【住宅都市計画課】

### 2.4.4 (仮設住宅、復興住宅の供給)

- 仮設住宅、復興住宅として活用可能な空間を把握する。また、**仮設住宅、復興住宅**の運用にあたっては、コミュニティを重視することとする。【住宅都市計画課】

## 2.5 保健医療・福祉 ～要配慮者対策及び医療救護体制確保～

### 2.5.1 (災害医療・介護体制の充実)

- 大規模災害を想定しての訓練を実施するなどして、災害拠点病院等との連携体制の強化を図る。【社会福祉課・高齢介護課・健康課】
- 平時から県域を越えた救急医療連携体制を図り、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る。【健康課・消防本部】

### 2.5.2 (人材の確保・育成)

- 関係機関と連携して、医師確保の推進や就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。【社会福祉課・高齢介護課・健康課】

### 2.5.3 (地域医療体制の充実)

- 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携を強化して、初動期訓練や情報伝達訓練を行うとともに、柔軟に対応できる実践的な方法を検討していく。【健康課】
- 医療機関、医療救護所等での医療体制の確保が懸念されることから、発災時の医療機関等の被災状況を把握するため、情報連携を検討する。【健康課】
- 災害発生から復興期までを視野に入れ、常日頃から「生活・身の回りのことについて」「病気・介護の予防」「こころの健康保持」などライフステージに応じた対策を検討する。【健康課】

### 2.5.4 (福祉支援体制の構築)

- 高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員

の認識を高めていく。【高齢介護課】

- 高齢者見守り体制の強化をするため、安否確認を行い、予め指定された避難所や介護サービス事業所などに速やかに避難誘導を行うことができるか、訓練するなどして検証する。【高齢介護課】
- 高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する個別避難計画については、福祉事業所や地域コミュニティ等と連携して、作成を推進する。  
【社会福祉課・高齢介護課】

#### 2.5.5 (福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努めるよう指導を図る。【社会福祉課・高齢介護課】
- 要配慮者利用施設が策定する避難確保計画について、策定や改訂の支援を行うとともに、同計画に基づく避難訓練の実施について施設関係者と連携し取組んでいく。【社会福祉課・高齢介護課】

#### 2.5.6 (公衆衛生体制の充実)

- 市報、メール配信、出前講座等により、日頃からの感染症予防の必要性を啓発し、市民意識の底上げを行っていく。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期等においては、応援職員に対する感染症対策と避難所での感染症対策を徹底し、感染拡大防止を徹底する。【健康課】

### 2.6 産業 ～サプライチェーンの確保～

#### 2.6.1 (BCPの策定促進)

- 商工会と連携して企業のBCP策定の支援を行う。【商工観光課】
- 農業法人へBCP策定に関するPRを行うとともに、県が開催するBCP策定セミナー等の情報を周知する。【農林振興課】

#### 2.6.2 (本社機能の誘致・企業誘致)

- 大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びスマートインターチェンジが整備されるという有利性を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進、企業誘致に向けた取り組みを図る。【商工観光課】

#### 2.6.4 (ネットワークの強化)

- 災害による輸送ネットワークへの影響を最小限にとどめるよう、日頃より商工会を通じて働きかける。【商工観光課】
- 各企業が、災害時でも様々なネットワークを通じて情報収集ができるよう、商工会を通じて働きかける。【商工観光課】

### 2.7 ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

#### 2.7.1 (応急給水体制等の整備)

- 応急給水を効率的に行うための体制の整備を行い、応急給水資機材の備蓄及び給水車の配備を検討する。【上下水道課】

#### 2.7.2 (上下水道施設の地震対策、老朽化対策)

- 上水道施設は、「海津市新水道ビジョン」に基づき、計画的な施設の更新、耐震化を推進する。海津・平田地域、南濃地域は、それぞれ連絡管路により送水が可能となっている。  
【上下水道課】



- 下水道施設は、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画に基づき計画的な施設の改築更新・耐震化を進め、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止の未然防止を図る。【上下水道課】

### 2.7.3 (再生可能エネルギーの推進)

- 地域の重要な防災拠点を中心に、再生可能エネルギー等の導入を推進する。【企画財政課】
- 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など、再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策の在り方について災害種類別に検討を進める。【企画財政課】

### 2.7.4 (事業者の災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。＜電力会社＞
- 災害時に必要なLPガスの調達及び安全供給を行うため、(社)岐阜県エルピーガス協会と協定を締結しており、引き続き安定供給を図る。＜ガス会社＞
- 災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所の設置、衛星通信機器の更新、追加配備を引き続き計画的に推進する。  
＜情報通信事業者＞【防災危機管理室】

### 2.7.5 (下水道BCPの整備)

- 発災時の下水の排除、処理機能を確保するための関係機関との応援体制の確保、資機材の備蓄、様々な事態を想定した訓練を行う。【上下水道課】
- 下水道施設の耐震化が未了の中、大規模地震発生時に必要な業務を的確に行うため、下水道BCPを策定しており、更に実効性を高めていくため、継続的に訓練等を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるように点検を実施する。【上下水道課】

## 2.8 行政機能 ～自治体機能の継続～

### 2.8.1 (防災拠点の整備)

- 防災拠点の機能を見直し、資機材等必要な整備を進めることにより、広域受援体制の強化を図る。
- レスキューホテルを避難所等として活用する。【防災危機管理室】
- 災害時に避難所や物流拠点となり得る2つの「道の駅」において、防災面でも有効な次世代エネルギーの導入や非常用電源の確保、備蓄倉庫や防災用トイレの設置など防災機能の強化を推進する。【農林振興課】
- 庁舎西館1階にある自家発電機の代替施設を検討する。【総務課】
- 大規模停電が発生した場合に備えて、各施設において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、民間事業者にも同様の対策を講じるよう周知する。【防災危機管理室】

### 2.8.2 (非常用物資の備蓄)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救護など災害時における応援協定が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。【防災危機管理室】
- 協定を締結するなどして、民間企業と連携して備蓄物資の強化を図る。【防災危機管理室】
- 市では、帰宅困難者も想定して計画的に備蓄食料、飲料水を確保する。【防災危機管理室】
- 各小中学校は、児童生徒の食料等を計画的に備蓄していく。【学校教育課】
- 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達体制を推進しており、体制の維持・拡大を図る。【防災危機管理室】

- 停電に備えた発電機、照明、ラジオ等、また上下水道機能停止に備えて簡易トイレ等を計画的に整備する。【防災危機管理室】

### 2.8.3 (消防力の強化)

- 地域の防災力を高めるため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防力を応援する取組み等により、団員の確保を図る。【消防本部】
- 複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図る。【消防本部】
- 消防の対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る。【消防本部】

### 2.8.4 (業務継続体制の整備)

- 大規模災害発生時にも消防等における災害対応業務を実施しつつ、通常業務を維持するため、非常時優先業務と人員計画を明確にし、業務継続体制の強化を図る。【消防本部】
- 大規模災害により、消防本部及び消防署の機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設の確保を図る。【消防本部】
- 緊急消防援助隊の受援計画を作成する。【消防本部】
- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否、参集状況の確認体制等について、引き続き維持を図る。【防災危機管理室】
- 海津市業務継続計画の検証を行い、非常時優先業務と人員計画の不断の見直しを行う。【防災危機管理室】
- ICT 部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。【総務課】

### 2.8.5 (広域連携の推進)

- 広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、国、県、隣接市町との連携の強化を図る。また、「受援を想定した体制整備」について検討を進める。【防災危機管理室】

### 2.8.6 (災害ボランティアの活動支援)

- 大規模災害発生時、被災者へのきめ細やかな支援や被災地の早期復旧・復興にボランティアの活動が必要不可欠であり、市社会福祉協議会を中心とする災害ボランティア活動の運営を支援し、実効性のあるボランティア体制を構築する。【社会福祉課】
- 地域に根差した個人事業者等の保有する施設、資機材、人的ネットワーク等を活用するため、「(仮称)防災協力パートナー登録制度」を構築し、地域の防災体制を強化する。また、SNS を活用した事前登録システムを導入するなど災害ボランティア受入体制の整備をする。【防災危機管理室】

### 2.8.7 (迅速な被害認定)

- 被害認定調査を行う職員を育成するとともに、市災害対応マニュアルを基本として迅速なり災証明書発行に努める。【税務課・市民課】

## 2.9 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～



### 2.9.1 (災害廃棄物対策)

- 災害廃棄物処理計画の改定に基づき、「災害廃棄物対応マニュアル」を必要に応じ見直す。【環境課】

### 2.9.2 (有害物質対策)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。【環境課】

## 2.10 地域づくり・リスクコミュニケーション

### 2.10.1 (市民等への周知)

- 液状化対策などの情報収集に努めるとともに、災害種類別緊急避難場所を盛り込んだ地震ハザードマップを整備し、使い方について市民等に周知する。【防災危機管理室】
- 1000年に1回程度の大雨が降った場合(想定最大規模降雨)の浸水想定区域を市民に周知するとともに、指定緊急避難場所の見直しを検討する。【防災危機管理室】
- 水防法の趣旨を啓発し、浸水想定区域内にある要配慮者施設の避難確保計画策定を支援する。【社会福祉課・高齢介護課・防災危機管理室】
- 災害種類別の指定緊急避難場所が明示された土砂災害ハザードマップを作成し、使い方について市民等に周知する。【建設課・防災危機管理室】
- 観光客の避難誘導マニュアルを作成する。また、外国人観光客のため、外国語標記のマニュアル作成を検討する。【商工観光課・防災危機管理室】
- 避難行動要支援者名簿登録に係る同意書提出者数を増やすため、市民への更なる周知を行う。また、個別避難計画の作成を進め、地域支援者の設定、避難経路等を検討する。【社会福祉課・高齢介護課】
- 避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルについて、講習会等を通じ市民に周知する。【社会福祉課・高齢介護課・防災危機管理室】
- 観光客の帰宅困難者対策を検討する。【商工観光課】
- 養老鉄道養老線と連携し、災害時における鉄道利用者の避難誘導、帰宅困難者対策を検討する。【市民活動推進課】

### 2.10.2 (市民等への情報提供)

- 津波等による人的被害を発生させないため、防災行政無線などにより、市民をはじめ木曾三川での漁業者や河川高水敷利用者などに避難に関する情報を伝達する。【防災危機管理室】
- 避難行動要支援者施設へは、確実に情報が伝達されるように努める。また、現状に合わせた避難確保計画の策定や連携体制の強化に努めるよう指導していく。【防災危機管理室】
- 「海津市医療・介護べんり帳」に連絡先や体制などの情報をマップで掲載したものを作成しており、必要に応じて見直していく。【高齢介護課・健康課・保険医療課】
- 災害時の行政機関相互等の通信回線を確保するため、移動系無線については、様々な情報技術に注視しながら、災害時の輻輳や財政的な影響も考慮して整備していく。【消防本部・防災危機管理室】

### 2.10.3 (市民利用施設等の整備促進)

- 本市では、集会施設等整備事業補助金等により、自治会が自ら所有している集会施設の新築・増築・改築・修繕による経費の一部を助成しており、施設耐震化の啓発に努める。【市民活動推進課】

#### 2.10.4 (訓練と防災教育の推進)

- 継続して水防演習を実施する。【消防本部】
- さぼろ遊学館及び羽根谷砂防堰堤を拠点施設とし、土砂災害に関する知識や適切な避難方法など、市民の避難意識を高めるための防災教育を進める。また、早めの避難を呼びかける。  
【建設課・防災危機管理室】
- 国土強靱化を図るうえで、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成など、地区における既存の仕組み・人材を活用したりリスクコミュニケーションの充実を図る。また、災害時に連携した対応を行うため国・県・市民などとの協働によりタイムラインを策定する。【防災危機管理室】
- 就学前から成人に至るまでの各段階で「いのちをつなぐ防災教育プラン」に基づき防災教育を実践していく。【学校教育課・こども未来課】
- 家庭における備蓄は最低3日間、できれば1週間を目標に奨励しており、ローリングストックの啓発を図る。【防災危機管理室】

#### 2.10.5 (地域の防災力強化と連携の促進)

- 自主防災リーダーの育成などを通じて、自主防災組織の結成率を高める。【防災危機管理室】
- 地域の問題を地域で解決できるよう、コミュニティ意識の醸成を図る。【市民活動推進課】
- 大規模災害時における事例などを検証し、市民の手による防犯対策を促進する。  
【市民活動推進課】

#### 2.10.6 (防災人材の育成)

- 地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る。【防災危機管理室】
- 研修などを通じて、防災リーダーや自主防災組織等を育成するとともに、市民ボランティアの活動支援、ネットワークづくりを推進する。【防災危機管理室】
- 避難所運営組織におけるHUG訓練等を通じて課題を洗い出し、ケーススタディを行う。  
【防災危機管理室】

#### 2.10.7 (建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。【建設課】

### 2.11 メンテナンス・老朽化対策

#### 2.11.1 (公共施設等の維持管理)

- 長期的視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う海津市公共施設等総合管理計画に基づき対策を進めていく。また、施設応急復旧対策等の調査マニュアルを作成するとともに、計画的に耐震化を実施していく。【企画財政課】
- 災害時の危険を回避するため一時的に避難する公園等については、適切な維持管理に努める。  
【住宅都市計画課】
- 新設防火水槽については、耐震化を図る。【消防本部】
- 継続して重要水防箇所の巡視を実施する。【建設課・消防本部・防災危機管理室】

- 砂防施設の老朽化が進んでいることから、計画的維持管理の実施を県に働きかける。【建設課】
- 揖斐川に設置された津屋川水門の耐震対策を関係機関に働きかける。【建設課】
- 同報系防災行政無線の適正な保守を図る。【防災危機管理室】

#### 2.11.2（道路施設の維持管理）

- 橋梁等の道路施設については、老朽化が進行しており、市管理施設については、計画的な点検・補修等を実施する。また、国・県管理施設については、長寿命化対策をそれぞれ働きかける。【建設課】

#### 2.11.3（施設等の長寿命化対策）

- 市内には、多くの河川構造物及び砂防施設（砂防堰堤等）がある。これらの施設の老朽化が進んでいることから、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を国・県に働きかける。【建設課】
- 海津市橋梁長寿命化修繕計画を基に、予防的な修繕により長寿命化を図ることによって道路ストックを保全するとともに、安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減を図る。【建設課】
- 国・県に働きかけて、未整備区間や一部未完成の区間、老朽化した施設の河川改修、長寿命化対策を図る。【建設課】

## 第6章 計画の推進

### 1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の重点化を図る必要がある。このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」など下記の視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定した。これにより、施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映する。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

(重点化の視点)

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

### 2 毎年度のアクションプランの策定

本市の国土強靱化推進のための主要施策を「海津市強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、総合計画担当課と連携して進捗状況を把握する。

### 3 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化や、国・県等の国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

## 3 成果指標

本計画での主要な成果指標を以下のとおり定める。

	第1期策定時	第2期策定時	目標 (R9)
住宅の耐震化率	64% (H25)	68.0% (H30)	95.0%
社会教育施設耐震化率	83.3% (H28)	83.3% (H28)	92.0%
社会体育施設耐震化率	40.0% (H28)	50.0% (R4)	100%
防火水槽の耐震化率	7.0% (H28)	7.95% (R3)	8.0%
市道改良率	73.4% (H28)	73.7% (R3)	74.2%
避難行動要支援者の同意率	43.2% (H29)	38.4% (R4)	49.0%
要配慮者個別避難計画策定件数	—	0件 (R3)	500件
公共施設の耐震化率	89% (H28)	94% (R3)	95.0%
基幹管路の耐震化率	31.6% (H28)	33.3% (R2)	35.0%
防災士の登録者数 (累計)	86人 (H28)	203人 (R3)	400人

(重点化施策項目)

施策分野	重点化施策項目	施策項目
1. 交通・物流	基幹道路の整備促進 道路ネットワークの整備	公共交通ネットワークの連携、存続支援 道路情報の共有
2. 国土保全	総合的な治水・土砂災害対策の推進 総合的な津波対策 治山対策の推進 災害に強い地域のランドデザイン	
3. 農林水産	農業関係施設の防災対策 農林道の整備 農業ため池の防災対策 農地・農業水利施設等の適切な保全管理 災害に強い森林づくり	農地の復旧・復興
4. 都市・住宅 ／土地利用	住宅・建築物等の地震対策	規制の検討 地籍調査の実施 仮設住宅・復興住宅の供給
5. 保健医療・ 福祉	災害医療・介護体制の充実 地域医療体制の充実 体制の構築	人材の確保・育成 福祉施設等への支援 公衆衛生体制の充実
6. 産業	BCPの策定促進 本社機能の誘致・企業誘致	ネットワークの強化
7. ライフライン・ 情報通信	応急給水体制等の整備 上下水道施設の地震対策・老朽化対策 事業者の災害対応力強化	再生可能エネルギーの推進 施設の更新、耐震化の推進
8. 行政機能	防災拠点の整備 非常用物資の備蓄 消防力の強化	業務継続体制の整備 広域連携の推進 災害ボランティアの活動支援 迅速な被害認定
9. 環境	災害廃棄物対策	有害物質対策
10. 地域づくり・ リスクコミュニケーション	市民等への周知 市民等への情報提供 訓練と防災教育の推進 地域の防災力強化と連携の促進 防災人材の育成	市民利用施設等の整備促進 建設業の担い手育成・確保
11. メンテナンス・ 老朽化対策	公共施設等の維持管理 道路施設の維持管理 施設等の長寿命化対策	